【幼児教育・保育の無償化について】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方へ

【対象者・利用料】

○　**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの子供たち**の保育料（利用料）が無償化されます。

- 私的契約児（自由契約児）については、無償化の対象外となりますので別途手続き、条件等がございます。
- 幼稚園については、月額上限2.8万円です。
- 通園送迎費、給食費（主食・副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
  ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちは副食費（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

（注1）多子カウントにより小学校就学前のお子様が3名以上いる世帯も免除になる場合があります。
（注2）同じく町独自の減免により、第2子で保育料が減免されている児童に関しては副食費も無料とし、当面町が負担いたします。

○　**０歳から２歳までの子供たち**については、**住民税非課税世帯のみ**保育料（利用料）が無償化されます。

- さらに、保育所等を利用する最年長（小学校就学前まで）の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償等の現行の減免制度は継続となります。

（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は18歳未満よりカウントします。

【対象となる施設・事業】

○　幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象**とされます。

（注1）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。
（注2）発達支援施設に関しましては、別途無償化の対象となる条件がございます。

認可外保育施設等を利用する方へ

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、美浜町から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注1）原則、保育所・認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

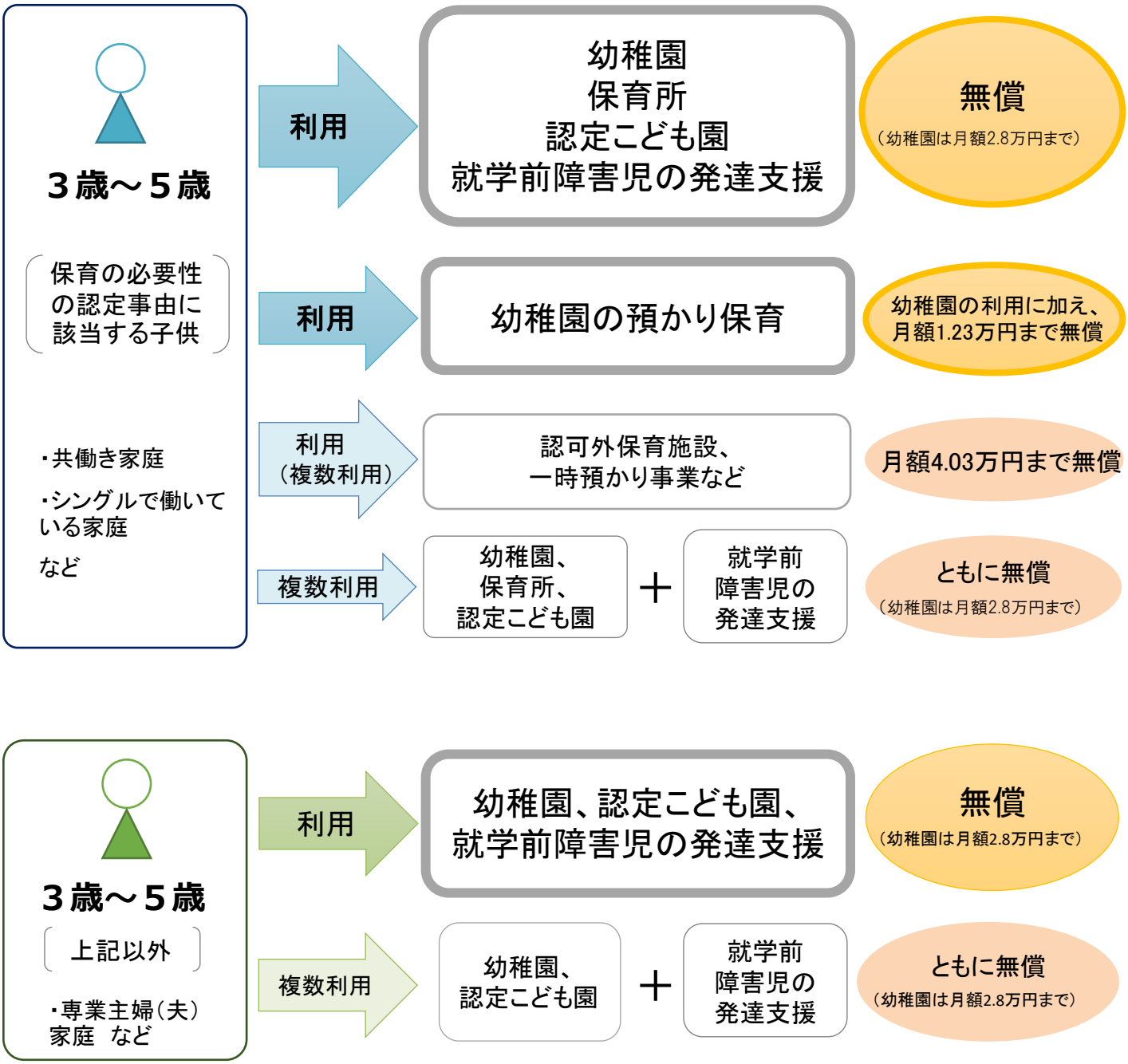
○　**３歳から５歳までの子供たちは月額4.03万円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.57万円まで**の**利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

○　**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

詳しくは下記へお問い合わせください。
厚生部　健康・子育て課　児童係　　TEL:　0569-82-1111　(内線222・262)

幼児教育・保育の無償化のパターン表



※私的契約児（自由契約児）を除く

※　**住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても**上記と同様の考え方により**無償化の対象となる**（認可外保育施設の場合、月額4.57万円まで無償）。

（注1）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、美浜町から「保育の必要性の認定（新2・3号認定）」を受けることが必要。

（注2）認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（注3）例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。